

さっぽろフードクリエイションズ

当会会則

●第1条 名称と運営

当会は「さっぽろフードクリエイションズ」と称し、当会事務局（以下「当会事務局」）を、「エア・ウォーターの森」内に設置して運営します。

当会の運営、活動方針、入会等は原則としてすべて運営委員会において協議の上決定します。

●第2条 目的

当会は、あらゆる組織・個人が札幌圏をはじめとする地域のチカラを活かし、多様な業界と共創して食産業・文化を育み、世界へ発信するまちを実現することを目的とします。

また当会は、食産業のみに留まらず異分野の方々も含め、当会の趣旨に賛同したサポーター企業を中心に、それに係わる人々の交流を通して、つくる・とどける・しってもらうというテーマのもと、北海道の食科学・食文化を深耕し、同時に北海道の観光と食及び農水畜産業等に関わる業界の活性化、及び次世代への食文化の継承を目的としています。

●第3条 活動方針

北海道の食産業・文化の再発見と創造に努めるとともに、会員相互の情報交換による研鑽と親睦を図ります。

●第4条 入会資格

食から農水産業に関わる研究者、生産者、調理師、ホテル・飲食店等関連経営者、栄養士・管理栄養士等関連士業、飲食店広報・営業、食材生産者、食材加工流通業者、調理専門学校関係、関連器具等製造・販売、食関連のコーディネーターなど、食に関連する活動に従事する方なら入会いただけます。入会にあたっては、運営委員会の協議の上、判断させていただきます。

●第5条 入会方法

当会、『入会申込書』に必要事項を記入の上、申込みを行います。

●第6条 会員情報について

(1)お預かりした会員情報は、当会の個人情報の取り扱い規定（プライバシーポリシー）に従って管理します。

(2)登録した会員情報に変更があれば『会員登録内容変更届』より変更します。

(3)会員情報の変更を忘れた、あるいは虚偽の情報を登録したために会員が被った損害について当会は一切その責任を負わないものとします。

●第7条 会員の有効期限

会員は退会手続きを行わない限り、次年度以降も会員とみなされます。

●第8条 退会について

(1) 当会の『退会届』に必要事項をご記入の上、申請ください。それをもって「退会手続き完了」と致します。

(2) 当会則11条で規定する禁止事項に抵触した場合は退会いただきます。

(3) 退会とともに登録された個人情報には抹消致します。個人情報の返還は致しません。

●第9条 会員の特典

(1) 当会のイベントに優先的に参加していただけます。

(2) その他、当会が会員向けに設けるサービスを利用していただけます。

* 会員の特典等については今後当会のホームページ上に掲載いたします。

●第10条 サービス・特典の変更

当会はサービス・特典の内容、規定等を会員への個別の通知を行うことなく、追加、変更、改廃を行います。ただしその場合、当会の変更等の内容について、ホームページ等で告知いたします。

●第11条 禁止事項

(1) 当会の活動や運営に支障をきたすような行為

(2) 当会の名誉を損なう行為

(3) 他の会員の会員としての権利を侵食する行為

(4) 当会の催しや会員としての行為の中での公序良俗に反する行為

(5) 反社会的と見做される行為

●第12条 免責事項

当会の活動やサービスの利用において会員に生じた損害については、当会は一切その責任を負いません。ただし、故意や重大な過失がある場合にはこの限りではありません。

●第13条 構成

(1) 運営委員会は、別表1に掲げる者を委員として構成します。

(2) 委員は、原則2年ごとに運営委員会にて任命し直すこととします。なお、委員に人事異動等があるときは、その後任者が引き続き委員となります。

(3) 委員は無報酬とします。

●第14条 役員

(1)運営委員会に、次の役員を置く。

・委員長 3名（なお呼称として共同代表と称する場合がありますが、同義とします）

・監事 1名

(2)委員長は委員の互選により選出する。他役員は委員長が委嘱します。

●第15条 職務

(1)委員長は委員会を代表し、会務を総理します。

(2)監事は、委員会の会計を監査します。

(3)その他必要な事項については、別途規定を策定しそれに従って遂行します。

●第16条 運営委員会の招集

(1)運営委員会は必要に応じて委員長が招集し、委員長が会議の議長を務めます。

(2)議事は出席委員の過半数を以って議決し、可否同数のときは議長がこれを決します。

なお、委員長が必要があると認めるときは、事務局の承認を経てオンライン、書面その他の方法も可能とします。

●第17条 運営委員会の議決事項

委員会は次の事項を審議し、決定または承認する。

(1)規約の制定及び改廃

(2)事業計画及び収支予算

(3)事業報告及び収支決算

(4)その他重要な事項

●第18条 事務局

運営委員会の事務を処理するため、（一社）北海道ガストロノミックサイエンス研究会内に事務局を置きます。

●第19条 管轄裁判所

当会の関する訴訟については、当会事務局の所在地を管轄する札幌地方裁判所を管轄裁判所とします。

制定 令和7年6月23日

以上

会則別表1

エア・ウォーター北海道株式会社
株式会社 NTT データ北海道
北海道文化放送株式会社
株式会社日立ソリューションズ東日本
株式会社 NTT データ
札幌市
一般社団法人北海道ガストロノミックサイエンス研究会

委員名簿

エア・ウォーター北海道株式会社 事業企画部 ファシリテーションマネージャー	棟方 祐介
株式会社 NTT データ北海道 法人ビジネス事業部 法人営業統括部 法人企画部 課長	鈴木 史彦
北海道文化放送 メディア局 新規事業室 部長	金井 大悟
株式会社 日立ソリューションズ東日本 北海道イノベーションセンタ シニアコーディネータ	作井 亨
株式会社 NTT データ 社会基盤ソリューション事業本部 グループ事業統括部 事業管理担当 課長代理	滝童内 裕樹
札幌市 経済観光局 産業振興部 産業振興課長	田中 清敬
一般社団法人北海道ガストロノミックサイエンス研究会 理事	稲葉 慶一郎